

## 一般社団法人群馬県損害保険代理業協会 会員の入退会規則

### (総則)

第1条 一般社団法人群馬県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第44条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関する事項について、以下のとおり規則を定める。

### (入会の申込み手続き)

第2条 本会の会員(正会員、一般会員、賛助会員)になろうとするものは、定款第9条の規定に従って、所定の入会申込書を作成し、会長に提出しなければならない。

2. 入会申込書の記載事項は原則として次のとおりとする。
  - 一 名称又は氏名
  - 二 住所又は所在地、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
  - 三 法人の場合は、代表者の氏名、役職名、生年月日、性別
  - 四 個人の場合は、生年月日、性別
  - 五 申込年月日
  - 六 その他、理事会が入会審査に必要な事項として定めた事項
3. 第1項に定める書面の提出は、事務局を経由して会長に提出しなければならない。

### (入会の審査)

第3条 会長は、前条の入会申込書を受領したときは、すみやかに入会の是非の審査を行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は入会の審査に必要な事項が整わないときは、審査を延期することができる。ただし、この場合は、事前に入会を希望する者に事務局を経由してその旨を通知しなければならない。
3. 入会の審査を行うときは、次に掲げる審査基準に従って公正に行わなければならない。

### (審査基準)

#### 一 定款第8条第2項の会員（正会員）

イ 保険業法第276条の規定により登録された損害保険代理店の代表者【保険会社、統括代理店（法人）と三者で代理店業務委託契約を締結し、統括代理店と共同して代理店業務を行う募集人1名の個人代理店<以下、「勤務型代理店等」という。>を除く。】であること。ただし、保険業法第302条により届出がなされた者であれば、必ずしも代理店主や法人登記上の代表者である必要はないものとする。

- ロ 本会の目的及び事業に賛同すること。
- ハ 権利義務の主体となることができるものであること
- ニ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと。

#### 二 定款第8条第3項の会員（一般会員）

正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者であること。

#### 三 定款第8条第4項の会員（賛助会員）

- イ 本会の事業及び目的に賛同すること。
- ロ 本会の事業を賛助又は後援するものと認められること。
- ハ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと。
- ニ 暴力団等の反社会的勢力でないこと。

### (入会の時期)

第4条 入会の時期は、前条の第1項の審査で承認された日とする。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は入会の時期を定めることができる。ただし、前項の日よりも前のを定めるときは、当該入会希望者が入会申込書を提出した日までを限度とする。

3. 会長は、入会の時期が定まったときは、遅滞なく事務局を経由して当該入会希望者に通知しなければならない。

(入会の拒否)

第5条 会長が入会申込みを否とするときは、本規則第3条第3項に定める審査基準のいずれによるものかを、明らかにしたうえで決定しなければならない。

2. 会長は、前項の決定をしたときは、当該入会希望者に対して前項で示された内容を付して、事務局を経由して遅滞なく通知しなければならない。

(任意退会の手続き)

第6条 本会の会員は、定款第12条の規定に従っていつでも本会を退会することができる。

2. 本会の退会を希望する会員は、所定の退会届を作成し、事務局を経由して会長に提出しなければならない。
3. 事務局は、退会届を受領した場合は会長に提出した後に、速やかに社員名簿から当該会員の記載を抹消しなければならない。
4. 退会した会員は、それ以降本会の会員と称し又は他に誤認されるような表示若しくは告知等を行うことはできない。

(資格喪失による退会の手続き)

第7条 定款第13条の規定により会員が除名されたときは、そのときを以って当該会員から退会届が出されたものとみなし、事務局は、速やかに社員名簿から当該会員の記載を抹消しなければならない。

2. 定款第12条二号、三号に該当するに至り資格を喪失した会員は、その至ったときを以って退会届を提出したものとみなし、事務局は、速やかに社員名簿から当該会員の記載を抹消しなければならない。
3. 前2項で退会の手続きを行った会員は、それ以降本会の会員と称し又は他に誤認されるような表示若しくは告知等を行うことはできない。

(退会の時期)

第8条 退会の時期は、会長が退会届を受領したことを事務局へ連絡した日とする。

(正会員から賛助会員への変更時期)

第9条

正会員である会員が「勤務型代理店等」になった場合の「正会員」から「賛助会員」への変更時期は平成28年度通常総会が終了した翌日に行う。

(本規則の改廃)

第10条

本規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(附則)

第11条

本規則は、平成28年4月1日から適用する。

平成28年2月17日 理事会制定